



トピックス P2 10月は富山県消費者月間です!

発行/富山県生活環境文化部県民生活課・富山県消費生活センター http://www.pref.toyama.jp/cms_sec/1711/index.html

点検商法

一人暮らしの祖母が、訪問販売で瓦止めなどの工事を 続けて2回契約していました。解約したいのですが…。

相

談

5日前、一人暮らしの祖母は、自宅を訪問した業者から「屋根の点検をしている。瓦が1枚壊れているので瓦止めを取り付ける必要がある」と言われ、10万円の瓦止め工事の契約をしていました。

更にその翌日、再度訪問したこの業者から、「追加工事をする必要がある」と言われ、よく理解できないまま100万円の契約をしていました。工事は両方とも既に終わっています。今からでも解約できるでしょうか。(30代 男性)

回

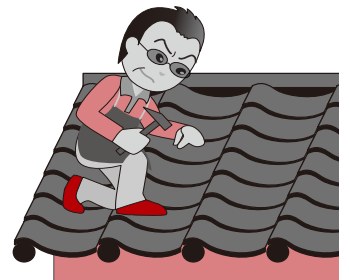
答

これは、「点検する」などと言って訪問し、点検後に消費者の不安をあり、工事などの契約を結ばせる「点検商法」の手口です。内容は専門的なものが多く、消費者は本当に必要な契約かどうか、その場ではわからないことがほとんどです。

この相談のように最初は少額の契約をさせて、後で高額な契約を勧誘するケースもあります。

- ・相談者には、2回の契約ともクーリング・オフ期間中(※)なので、書面で通知を送付するよう助言しました。
- ・工事を急いだり、契約を急がせたりする業者には注意が必要です。

- ・一人暮らしの高齢者や判断力が不十分な方を悪質な勧誘から守るためには、家族や民生委員など周りの方々の日ごろからの見守りが大切です。
- ・トラブルに気づいたら、早目に市町村相談窓口や消費生活センターに相談してください。



(※)契約書面を受取った日から8日以内であれば、無条件で契約解除ができます。8日以内ならば工事が終わっていてもクーリング・オフは可能です。(クーリング・オフ期間が過ぎても、勧誘方法や契約内容に問題があれば解約できる場合があります。)

注意喚起! 「樹脂製踏み台(折り畳み式)」の破損転倒事故に注意!

折り畳み式の樹脂製踏み台(以下「踏み台」という)は、省スペースでかつ軽量であることから、屋内外の様々な場面で使用されていますが、踏み台が関係した事故のうちの8割弱について踏み台の破損が確認されています。

破損転倒事故のための注意が必要です。

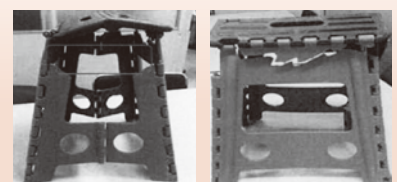
<事故事例>

- キャンピングカーの車内から踏み台を使用して降りる際、踏み台が破損したためバランスを崩し、転倒して足を骨折した。
- 換気扇を掃除していた際に、踏み台が破損して転倒した。
- いす代わりに使用していた際に、踏み台が破損し尻から落下した。

<事故防止のために>

踏み台が折り畳み式であり、樹脂製であることを考慮し、

- 踏み台に飛び乗ったり、飛び降りたりしない。
 - 踏み台をいすとして使用しない。
 - 取扱説明書や本体表示に従い、正しく使用してください。
- 等、破損転倒事故を未然に防げる事故が多くあります。



詳しくは、独立行政法人製品評価技術基盤機構(NITE)のホームページをご覧ください。
<http://www.nite.go.jp/jiko/press/prs140424set.pdf>

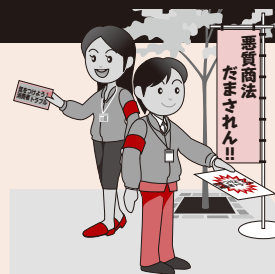
10月は富山県消費者月間です！

富山県では、10月を「富山県消費者月間」とし、次のとおり、消費生活に関する知識と理解を深めるための取組みを行います。

消費者啓発街頭キャンペーン

悪質商法等の消費者トラブルへの注意喚起や県民の消費者問題への関心を高めるため、県警や消費者団体等と連携して消費者啓発街頭キャンペーンを実施します。

- 日 時**：平成27年10月2日（金）8:00～8:30
場 所：富山駅の南口及び北口付近
内 容：消費者トラブル注意喚起のチラシやポケットティッシュを配布



富山県消費者協会設立50周年記念「平成27年度富山県消費者大会」

県、県消費者協会及び「くらしの安心ネットとやま」では、消費者のみなさんに消費生活に関する知識と理解を深めていただくため、「平成27年度富山県消費者大会」を開催します。皆様のご参加をお待ちしています。

- 日 時**：平成27年10月9日（金）13:00～16:15
会 場：富山県民共生センターサンフォルテ2Fホール（富山市湊入船町6-7）
内 容：●富山県県民生活部門功労（生活分野）表彰式
●消費者庁長官講話
●実践研究発表「まちで生きる～相互理解と持続可能な活動をめざして～」
（富山県立桜井高等学校家庭クラブ）
●多様な主体による消費者問題対応推進事業中間事例発表
（富山県立大学地域連携支援グループ実行委員会、富山県消費者トラブル防止啓発実行委員会）
●アンケート調査結果発表「北陸新幹線開業！わたしたちのくらしは変わった!？」
（富山県消費生活研究グループ連絡協議会）
●記念講演「北陸新幹線と富山の活性化」（慶應義塾大学大学院教授：岸^{まし} 博幸氏^{ひろゆき}）
- その他**：入場無料（定員300名）※事前申込みは不要です。
同時開催：○消費生活研究グループ活動発表展（活動発表会〔10:00～12:00〕、展示会〔10:00～16:30〕）
○くらしの安心ネットとやま参加団体の活動紹介〔12:00～16:30〕



【お問合せ先】富山県消費者協会

〒930-0805富山市湊入船町6-7（富山県民共生センター内）TEL（076）432-5690

多重債務者無料相談会開催のお知らせ

県では、11月に、弁護士や司法書士による多重債務者無料相談会を実施します。

消費者金融などに多額の借金を抱えてお困りの方、解決できない借金問題はありますか。借金の整理や生活の再建のため、この機会に専門家のアドバイスに耳を傾け、生活を立て直しませんか？相談は無料で、相談者の秘密が完全に守られます。安心してご相談ください！

会 場	日 時	会 場 名
富 山 市	11月15日（日） 10:00～16:00	富山国際会議場 2階会議室 （富山市大手町1番2号）

【申込み・お問合せ先】富山県 県民生活課 消費生活班 TEL 076-444-3129

※相談を希望される方は、事前にお申込みください。

「富山県消費者教育推進計画（平成26年12月策定）」では、官民挙げて高齢者を見守る体制を強化していくこととしており、前号より、順次、見守り事例を紹介しています。地域で高齢者等の皆さんを見守る安全なまちづくりを推進していきましょう。

●みんなで見守り！ 高齢者や障害者の見守り事例●

「無料で日用品がもらえる」という話を聞いて… 【催眠(SF)商法】



〈家族の見守り〉

私は離れて暮らす高齢の母の様子が気かりで、久しぶりに電話をかけてみました。話をしていくうちに、母は最近、お気に入りのお店を見つけたと教えてくれました。なんでも、近所のお店に行くと無料で日用品がもらえるので、お友達と一緒に通い詰めているとのことでした。

私は、無料で物がもらえることを不審に思い、「**なんで無料でもらったの？**」とたずねたところ、母もよくわからない様子でした。私が「**何か買わされたりしてない？**」とさりげなくたずねたところ、母は「実はね、気づいたら、高い健康食品を勧められるままに買ってしまってた…」と打ち明けてくれました。

母は、できることなら返品したいということだったので、私が付き添って近くの消費生活相談窓口相談に行きました。

これは「催眠(SF)商法」と呼ばれる手口です！

閉め切った会場に人を集めて、日用品の無料配布や安売りなどで場の雰囲気盛り上げ、冷静な判断ができなくなったところを見計らって高額な商品をうりつけます。一度会場に入るとなかなか帰してもらえず、何も買わずに帰ることは難しくなります。

見守りポイント

- いそいそと楽しそうに出かける回数が増えた時には、定期的に業者のところへ出かけている可能性があります。
- 部屋の中にこれまで見たことのない布団や健康器具などがあることに気づいたら、それとなく話を聞いてみましょう。
- ご本人に被害者意識がない場合、周囲の人からの声かけによって被害に気づくことがあります。同じような事例を具体的に話すことで被害に気づいてもらいましょう。

対処方法

- この手口は訪問販売にあたり、契約書面を受け取った日から8日以内であれば、クーリング・オフができます。
- 「無料」「格安」というセールストークには裏があることがほとんどです。「タダ」より高いものはありません。不要なものは「きっぱり断る」よう伝えましょう。
- こうした悪質業者にだまされることは決して恥ずかしいことではありません。不安な様子であれば、丁寧に話を聞いてあげましょう。

～「高齢者や障害者の消費生活見守りハンドブック」(H26.10月富山県作成)より～

地域の見守り力を高めよう！

消費生活「見守り活動グループ」の登録《募集中》

県では、ご高齢の方や障がいをお持ちの方を悪質商法・特殊詐欺から守るため、日頃から地域で「見守り活動」や消費者啓発活動を行なっている団体・グループと情報共有し、消費者トラブルの未然防止や拡大防止に努めることが大切と考え、県からの情報を受信いただける団体等の登録を昨年度より呼びかけています。

現在、登録いただいた31の団体・グループと情報共有して、見守りの輪を広げています。

※随時、募集していますので、ご協力願います。

問い合わせ先は、**富山県消費生活センター**（電話：076-432-2949）

・登録いただければ、県からの各種情報の提供のほか、消費生活に関する啓発講座（申し込みが必要）もご利用いただけます。

◆啓発講座の取り組み

開催実績（平成26年度）

- ・消費生活出前講座： 46講座、1,829名受講
- ・悪質商法撃退講座： 49講座、1,961名受講

（利用団体：地区社会福祉協議会、老人会、町内会、防犯協会、赤十字奉仕団、企業、各種任意団体など）



とやま環境フェア2015の開催について

水と緑に恵まれた富山県の豊かな環境を守るとともに、よりよい環境を創造するため、環境と経済が調和した低炭素社会の実現に向けた取り組み事例を含めた、エコライフの実践事例を楽しみながら見聞・体感し、エコライフの実践拡大を目的として「とやま環境フェア2015」が開催されます。

県内の企業や団体等の取り組みを参考とし、「未来につながるエコな暮らし」を始めてみませんか。

日 時：平成27年10月17日(土)10:00～17:00 18日(日)10:00～16:00

場 所：富山テクノドーム（富山産業展示館）（富山市友杉1682）

主 催：とやま環境フェア開催委員会

消費生活に関するご相談は、市町村相談窓口、県消費生活センターへ

富山市消費生活センター（CICビル内）

☎076-443-2047

高岡市消費生活相談コーナー … ☎0766-20-1522

（高岡市役所内）

魚津市 市民課 … ☎0765-23-1003

氷見市 市民課 … ☎0766-74-8010

滑川市 生活環境課 … ☎076-475-2111（内334）

黒部市 市民環境課 … ☎0765-54-3198

砺波市 生活環境課 … ☎0763-33-1153

小矢部市 市民協働課 … ☎0766-67-1760（内735）

南砺市 住民生活課（井波庁舎） … ☎0763-23-2035

射水市 市民課（大島庁舎） … ☎0766-52-7974

舟橋村 総務課 … ☎076-464-1121（内29）

上市町 町民課 … ☎076-472-1111（内103）

立山町 住民課 … ☎076-462-9915

入善町 住民環境課 … ☎0765-72-1100（内132）

朝日町 住民・子ども課 … ☎0765-83-1100（内135）

◆消費者ホットライン ☎188（いやや！） ※一部のIP電話、プリペイド式携帯電話からはご利用できません。

◆富山県消費生活センター

富山市湊入船町6番7号（富山県民共生センター内）

消費生活相談 ☎076-432-9233

消費者金融・多重債務相談 ☎076-433-3252

FAX076-431-2631

URL <http://www.pref.toyama.jp/branches/1731/1731.htm>

【開所時間】

午前8時30分～午後5時（土・日曜、祝日、年末年始を除く）

毎週火曜日は午前8時30分～午後8時（休日、年末年始を除く）

◆富山県消費生活センター高岡支所

高岡市赤祖父211（高岡総合庁舎5階）

消費生活相談、消費者金融・多重債務相談

☎0766-25-2777 FAX0766-25-2890

【開所時間】

午前8時30分～午後5時（土・日曜、祝日、年末年始を除く）

◆富山県消費者協会（富山県民共生センター内）

※土曜日・日曜日に消費生活に関する相談を受けています。

☎076-432-5690 午前9時～午後4時

富山県ホームページ「消費者の安全・安心コーナー」URL <http://www.consumer-toyama.jp/>